令 和 2 年 8 月 6 日 第 7 回介護保険運営協議会 資料 3-1 (議題 3 関係) ( 当 日 配 布 資 料 )

# 第8期(令和3年度~5年度)計画の記載内容の骨子(案)について

社会保障審議会介護保険部会(第 91 回)で提示された「国の基本指針(案)」において示された「第 8 期計画において記載を充実する事項(案)」を踏まえて 7 期計画期間における事業の展開等を整理し、本市の地域性や各種アンケート結果等を踏まえ 8 期計画の構成を検討した結果、以下の I ~ IVを柱として「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案」を作成することとしたい。

# I 介護予防・健康づくり施策の充実・推進のための取組

介護予防・健康づくり施策の充実・推進のための取組として、主に地域支援事業(総合事業及び包括的支援事業・任意事業)の効果的な実施について記載する。

# ◆ 介護予防給付、介護予防・生活支援サービスの方向性 予防給付、介護予防・生活支援サービスの現状と課題、今後の方向性についての考え方を示す。

#### **↓** 一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業の推進に関し、住民主体の「通いの場」の充実のための施策、専門職の関与や他の事業との連携等の、8期計画期間における方向性についての考え方を示す。

#### ↓ ひとり暮らし高齢者等の「みまもり」体制の強化

ひとり暮らし高齢者等の「みまもり」に係る事業の重要性に鑑み、高齢者の「みまもり」体制に関する事業の強化について、関係部署とも連携の上で8期計画期間における方向性等を提示する。

# Ⅲ 要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組

8 期計画期間中の重度化防止のための取組の方向性、介護サービスの今後の方向性、家族介護者 支援のための取組、認知症施策の推進等について記載する。

#### ♣ 介護サービス(在宅サービス、居住系サービス)の方向性

本市の介護給付の特徴を踏まえた今後の介護需要見込と支援の方向性を検討。重度化防止と在宅での生活の継続という観点から、地域密着型サービスの整備の方向性示し、生活面に困難を抱える高齢者に対する住まいと生活の支援の一体的実施という観点から、庁内関係部署や都との連携を図りつつ、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の方向性について示す。

#### ▲ 家族介護者の支援のための取組

在宅介護実態調査を通じた家族介護者の現状等を踏まえ、介護サービスにおけるレスパイト・ケアとしてのサービス(デイサービス・ショートステイ)、介護サービス外の宿泊サービス等の現状、地域支援事業における家族介護者の支援のための取組等についての方向性を示す。

#### **▲** 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」における具体的な施策の5つの柱を踏まえ、認知症を予防しつつ、認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けるための施策展開、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の充実等について示す。

## Ⅲ 共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組

第7期までに深化・推進した地域包括ケアシステムを継続的に発展させ、「地域共生社会」の概念を踏まえた地域づくり、包括的支援体制の整備に係る高齢・介護分野における考え方、方向性について記載する。

## 単 地域包括支援センターの課題と今後のあり方

地域包括支援センターの現状や課題等を整理し、将来にわたり各センターにおけるサービスの平 準化が維持され、高度化する高齢者を巡る課題に対応できる体制を構築するための地域包括支 援センターのあり方についての考え方を示す。

# ◆ 在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・推進

高齢者アンケートの結果等を踏まえ、第7期計画期間中における在宅医療・介護連携推進事業の振り返りと、8期における方向性について提示する。

## ↓ 地域のつながりづくりへの取組と「地域共生社会」に向けた取組

地域の自主グループの立ち上げ支援や各グループへの専門職の派遣等の取組、就労的活動やボランティアなど高齢者の社会参加の促進、各団体との連携、生活支援体制の整備等に係る今後の方向性を示す。また、地域ケア会議の活動を通じた地域課題の把握、社会資源の活用及び多職種の連携の発展と、「地域共生社会」の概念を踏まえた、高齢・介護分野における現時点での考え方を示す。

# IV 持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組

8期計画期間における介護サービスの基盤を支える介護人材の確保、介護従事者のスキルアップ及び業務効率化の取組、介護給付適正化の取組等を通じて、2025年、2040年と、将来に向かって持続可能な介護保険サービスの提供体制を構築していくための取組について記載する。

## ↓ サービスの質の向上・給付適正化に向けた取組

サービスの質の向上のための取組(指定・指導事務、実地指導、運営推進会議)、給付適正化の取組(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用)について示す。

#### ◆ 介護人材の確保・事業の効率化に向けた取組

介護サービス提供事業所を対象としたアンケートの回答等から介護人材の状況等を把握し、8期計画期間における介護人材(介護職員及び介護分野で働く専門職を含む)確保のための施策の展開、介護ロボットやICTの活用、文書負担軽減等による業務の効率化等の方向性を示す。

#### **棊 要介護(要支援)認定実施体制の計画的な整備に向けた取組**

2025 年・2040 年に向け増加する見込みの要介護(要支援)認定事務(認定申請の受付、認定調査、認定審査会等)の実施体制の計画的整備の方向性を提示する。

# ↓ 災害・感染症対策に係る体制の整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた災害・感染症対策の重要性と、そのための連携体制等の考え方について示す。